

唐津市優良工事表彰要綱

平成30年5月22日

唐津市告示第132号

(目的)

第1条 この要綱は、唐津市が発注した建設工事（水道局及びボートレース企業局が発注した建設工事を含む。以下「市発注工事」という。）において、他の模範となる優良な建設工事（以下「優良工事」という。）を表彰することにより、建設業者の意欲の増進及び技術の向上を図るとともに、社会的評価を高め、もって建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

(表彰の対象工事)

第2条 表彰の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市発注工事のうち、前年度に成工検査が完了したもの
- (2) 契約金額が400万円以上のもの

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象となる建設業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 表彰日時点で、唐津市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 唐津市内に本店、支店、営業所等を有すること。

2 優良工事が共同企業体により施工された場合で、構成員のいずれかが前項の規定に該当するときは、当該共同企業体を表彰の対象とするものとする。

(選考基準)

第4条 優良工事表彰の選考基準（以下「選考基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 表彰は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設工事の種類ごとに行う。
- (2) 唐津市建設工事成績評定要領（平成17年庁達第15号）に基づく工事成績評定の総合評点（以下「工事成績評点」という。）が82点以上の建設工事を選考する。ただし、当該工事において、4日以上 の休業事故があった場合は、選考しないものとする。

(3) 前年度中の他の市発注工事における工事成績評点に 70 点未満の建設工事がある者又は前年度当初から表彰日までの間に、建設業法等の違反による行政処分若しくは唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 26 年告示第 59 号）に基づく指名停止の措置を受けた者については、表彰対象から除くものとする。

(4) 同一業者が同じ種類の建設工事（共同企業体の建設工事を除く。）で受賞できる件数は 1 件とし、同じ種類の建設工事に選考基準を満たす建設工事が複数ある場合は、工事成績評点が高い建設工事を選考し、工事成績評点と同じ場合は、最終請負金額が多い建設工事を選考する。

（表彰の方法）

第 5 条 表彰は年 1 回市長が行い、賞状を授与する。

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、優良工事表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日以後に完成する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条による改正後の唐津市優良工事表彰要綱の規定は、同日以後に完成する建設工事から適用する。